

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	大和リース株式会社東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号		
4	工 事 件 名	高輪皇族邸仮設事務棟ほか解体その他工事		
5	工 事 場 所	東京都港区高輪（高輪皇族邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式		
8	工 (自 期)	令和 3 年 4 月 1 日		
9	工 (至 期)	令和 3 年 12 月 24 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	28,094,000 円	25,540,000 円	96.4 %
	見 積 金 額	27,085,520 円	24,623,200 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は，高輪皇族邸の仮設事務棟，渡り廊下及び駐車場建屋におけるリース・撤去工事である。</p> <p>本件は，平成30年度から令和2年度までのリース及び工事の継続であり，工事対象となる施設は上皇上皇后両陛下のお住まいを補完するものである。</p> <p>当該施設（仮設事務棟及び渡り廊下）は，施工者とリース契約をしており，施工者の財産を借り受けていることから受注者が同一である必要がある。</p> <p>大和リース株式会社は，当該施設の平成30年度から令和2年度までの「高輪皇族邸仮設事務棟取設ほか工事」の施工及びリース契約をした者であり，工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であるため，会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき，同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年4月1日
2	請負業者名	大和リース株式会社東京本店
3	請負業者の住所	東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
4	工事件名	高輪皇族邸仮設事務棟ほか解体その他工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区高輪（高輪皇族邸内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式
8	工期（自）	令和3年4月1日
9	工期（至）	令和3年12月24日
10	原契約請負金額	27,085,520 円
11	変更契約年月日	令和3年9月22日
12	変更後工期（至）	令和4年3月31日
13	変更増減請負金額	3,381,990 円
14	変更後請負金額	30,467,510 円
15	変更理由	設置物のリース期間の延長が必要となったため，工期を延長する。 併せて，公租公課（固定資産税）を追加する。

変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	令和3年4月1日
2	請負業者名	大和リース株式会社東京本店
3	請負業者の住所	東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
4	工事件名	高輪皇族邸仮設事務棟ほか解体その他工事
5	工事場所	東京都港区高輪（高輪皇族邸内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式
8	工期（自）	令和3年4月1日
9	工期（至）	令和3年12月24日
10	原契約請負金額	27,085,520 円
11	第1回変更契約年月日	令和3年9月22日
12	第1回変更後工期（至）	令和4年3月31日
13	第1回変更増減請負金額	3,381,990 円
14	第2回変更契約年月日	令和3年12月21日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は，第1回変更契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	-19,800,000 円
17	変更後請負金額	10,667,510 円
18	変更理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置物のリース期間を延長する。 2. 上記に伴い，設置物の撤去を取り止める。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 4 月 9 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大島建設		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都杉並区高円寺南二丁目 2 3 番 1 4 号		
4	工 事 件 名	半蔵門内手洗所新築第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式		
8	工 （ 自 期 ）	令和 3 年 4 月 10 日		
9	工 （ 至 期 ）	令和 3 年 5 月 20 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,893,000 円	2,630,000 円	99.6 %
	見 積 金 額	2,882,000 円	2,620,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は，令和 2 年度実施の半蔵門内手洗所新築工事において，とりやめた工事（コンクリート基礎取設，電気設備，機械設備等）を実施するものである。</p> <p>株式会社大島建設は，令和 2 年度実施の半蔵門内手洗所新築工事を請け負った者であり，施工方法等についての計画を行い，敷地の状況，製作した製品の内容等を把握していることから，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であるため，会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき，同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年4月9日
2	請負業者名	株式会社大島建設
3	請負業者の住所	東京都杉並区高円寺南二丁目23番14号
4	工事件名	半蔵門内手洗所新築第2回工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式
8	工期（自）	令和3年4月10日
9	工期（至）	令和3年5月20日
10	原契約請負金額	2,882,000 円
11	変更契約年月日	令和3年5月13日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,221,000 円
14	変更後請負金額	4,103,000 円
15	変更理由	<p>I 半蔵門内手洗所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水管経路変更 既存汚水管に接続する予定だったが，図面位置に既存汚水管がなかったため，汚水管の経路を変更する。 ・構造補強 自治体との協議の結果，建物の構造的補強が必要となったため，コンクリート等の補強を追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 4 月 19 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	R 3 御所改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式		
8	工 （ 自 期 ）	令和 3 年 4 月 20 日		
9	工 （ 至 期 ）	令和 3 年 6 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	73,535,000 円	66,850,000 円	99.8 %
	見 積 金 額	73,370,000 円	66,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は，御所事務棟の床壁天井等の内装改修，照明改修等の電気設備工事，配管改修等の機械設備工事を実施するものである。</p> <p>本工事は，限られた時間内に施工時期や施工方法等について綿密に計画した上で，安全性や機能性を損なうことなく，確実に施工を完了することが求められることから，施設の形状等を熟知し，高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は，前年度までの御所改修工事の施工者であり，かつ，御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有していることから，本件に要求される条件を満たし，工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき，同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年4月19日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	R3御所改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式
8	工期（自）	令和3年4月20日
9	工期（至）	令和3年6月30日
10	原契約請負金額	73,370,000 円
11	変更契約年月日	令和3年6月17日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	3,685,000 円
14	変更後請負金額	77,055,000 円
15	変更理由	<p>建築工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計再検討により，内装・塗装・建具等改修工事範囲を変更する。 2. 既存聚楽壁コーナー損傷部分の補修及び補強を行う。 3. 屋外テラス経年劣化による損傷のため補修を行う。 <p>電気設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計再検討により，電灯設備を一式変更する。 2. 設計再検討により，構内情報通信網設備を一式変更する。 3. 設計再検討により，構内交換設備を一式変更する。 4. 設計再検討により，火災報知設備を一式変更する。 5. 設計再検討により，テレビ共同受信設備を一式追加する。 <p>機械設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計再検討により，ガス設備を一式追加変更する。 2. 設計再検討により，換気設備を一式変更する。 3. 設計再検討により，排煙設備を一式変更する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 4 月 26 日		
2	請 負 業 者 名	有限会社川口造園		
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県三浦郡葉山町一色 1 7 5 9		
4	工 事 件 名	葉山御用邸庭園管理工事		
5	工 事 場 所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）ほか		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	園地管理工，樹木手入工，樹木伐採工，病虫害防除工，植栽工 各一式		
8	工 (自 期)	令和 3 年 4 月 27 日		
9	工 (至 期)	令和 4 年 3 月 11 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	非公表	非公表	- %
	見 積 金 額	9,900,000 円	9,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は，葉山御用邸において庭園の管理を行う工事である。 有限会社川口造園を契約予定相手方として，参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果，参加意思確認書の提出者がいなかったことから，同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。 以上の理由により，会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき，有限会社川口造園と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年4月26日								
2	請負業者名	有限会社川口造園								
3	請負業者の住所	神奈川県三浦郡葉山町一色1759								
4	工事件名	葉山御用邸庭園管理工事第1回変更								
5	工事場所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）ほか								
6	工事種別	造園工事								
7	工事概要	園地管理工，樹木手入工，樹木伐採工，病虫害防除工，植栽工 各一式								
8	工期（自）	令和3年4月27日								
9	工期（至）	令和4年3月11日								
10	原契約請負金額	9,900,000 円								
11	変更契約年月日	令和3年7月30日								
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり								
13	変更増減請負金額	176,000 円								
14	変更後請負金額	10,076,000 円								
15	変更理由	<p>本工事施工区域内にて，新たにマツノザイセンチュウによる枯損マツが発生し，早急に処理する必要があるため，樹木伐採工を増変更する。また，当該樹木に係る発生材薬剤薫蒸処理及び発生材場外搬出処理等を増変更する。</p> <p>変更内容</p> <p style="margin-left: 20px;">Ⅱ 樹木管理</p> <p style="margin-left: 40px;">2. 樹木伐採工</p> <p style="margin-left: 60px;">(1) 伐採工</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">樹木伐採</td> <td style="text-align: right;">4本増</td> </tr> <tr> <td>発生材薬剤薫蒸処理</td> <td style="text-align: right;">1式（1.2m³）増</td> </tr> <tr> <td>薫蒸シート場外搬出</td> <td style="text-align: right;">1式増</td> </tr> <tr> <td>発生材場外搬出処理</td> <td style="text-align: right;">1式増</td> </tr> </table>	樹木伐採	4本増	発生材薬剤薫蒸処理	1式（1.2m ³ ）増	薫蒸シート場外搬出	1式増	発生材場外搬出処理	1式増
樹木伐採	4本増									
発生材薬剤薫蒸処理	1式（1.2m ³ ）増									
薫蒸シート場外搬出	1式増									
発生材場外搬出処理	1式増									

変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	令和3年4月26日
2	請負業者名	有限会社川口造園
3	請負業者の住所	神奈川県三浦郡葉山町一色1759
4	工事件名	葉山御用邸庭園管理工事第2回変更
5	工事場所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）ほか
6	工事種別	造園工事
7	工事概要	園地管理工，樹木手入工，樹木伐採工，病虫害防除工，植栽工 各一式
8	工期（自）	令和4年4月27日
9	工期（至）	令和4年3月11日
10	原契約請負金額	9,900,000 円
11	第1回変更契約年月日	令和3年7月30日
12	第1回変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	第1回変更増減請負金額	176,000 円
14	第2回変更契約年月日	令和4年3月4日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	1,859,000 円
17	変更後請負金額	11,935,000 円
18	変更理由	<p>○樹木手入工 落下の危険性がある枯枝等が確認されたことから、高木手入工を増変更する。</p> <p>○樹木伐採工 マツノザイセンチュウによる枯損マツが発生したため、樹木伐採工を増変更する。また、当該樹木に係る発生材薬剤薫蒸処理及び発生材場外搬出処理等を増変更する。 生態的現象による枯損竹が発生したため、樹木伐採工を増変更する。 植栽工の取りやめに伴い、伐採・抜根を減変更する。</p> <p>○植栽工 植栽地の土壌を調べたところ、状態が適しておらず、移植した樹木が将来的に良好に生育する見込みがないため、高木移植工を減変更する。</p> <p>変更内容</p> <p>Ⅱ 樹木管理</p> <p>1. 樹木手入工 一式 （2）高木手入工 9本増</p> <p>2. 樹木伐採工 一式 （1）伐採工 319本増、5.9m³増、1本減</p> <p>Ⅲ 植栽</p> <p>1. 植栽工 一式 （1）高木移植工 1本減、0.22m³減</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 5 月 11 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	宮内庁分庁舎1各所改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区三番町（分庁舎内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 一式		
8	工 (自 期)	令和 3 年 5 月 12 日		
9	工 (至 期)	令和 3 年 6 月 11 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	12,309,000 円	11,190,000 円	98.3 %
	見 積 金 額	12,100,000 円	11,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，宮内庁分庁舎1の建物各所における不具合について対策を行う工事である。</p> <p>宮内庁分庁舎1の改修にあたっては，御留守中等限られた時間内に施工を完了することが求められるため，工期の短縮，経費の削減，安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，前年度実施の「宮内庁分庁舎1空調設備ほか改修工事」の施工者であることから，本件に要求される条件を満たし，工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき，同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年5月11日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	宮内庁分庁舎1各所改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区三番町(分庁舎内)
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事, 電気設備工事, 機械設備工事 一式
8	工期(自)	令和3年5月12日
9	工期(至)	令和3年6月11日
10	原契約請負金額	12,100,000円
11	変更契約年月日	令和3年6月4日
12	変更後工期(至)	工期(至)は, 原契約のとおり
13	変更増減請負金額	4,675,000円
14	変更後請負金額	16,775,000円
15	変更理由	<p>(機械設備工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコン新設及び空調制気口の整備を追加する。 ・ルームエアコン新設に伴い, 既設ビルマルチエアコン室内機の撤去を追加する。 <p>(建築工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地詳細検討により, 原設計の天井内環境調査範囲を追加する。 ・空調制気口の整備に伴い, 天井解体復旧を追加する。 <p>(電気設備工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコン新設に伴い, 電源用コンセント配線を追加する。 ・天井解体復旧に伴い, 照明器具の取外し, 再取付を追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 6 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸各所改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式		
8	工 (自 期)	令和 3 年 6 月 9 日		
9	工 (至 期)	令和 3 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	23,287,000 円	21,170,000 円	97.8 %
	見 積 金 額	22,770,000 円	20,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、三笠宮邸厨房の内装改修、私室棟水廻りの改修等を行う工事である。</p> <p>三笠宮邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設において過去に大規模改修や増築工事を施工した者であり、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和3年6月8日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	三笠宮邸各所改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式
8	工期（自）	令和3年6月9日
9	工期（至）	令和3年9月30日
10	原契約請負金額	22,770,000円
11	変更契約年月日	令和3年9月22日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	2,365,000円
14	変更後請負金額	25,135,000円
15	変更理由	<p>（建築工事）</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工段階検討等により，以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 天井点検口の数量を変更する。 手洗所のカーテン取り替えを追加する。 壁紙の一部張り替えを追加する。 木製建具の仕様を変更する。 厨房の一部に不燃化粧板張りを追加する。 施工期間中に判明した事項について，以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 手洗所の設備工事に伴い天井を撤去する必要があることが判明したため，天井の撤去及び新設を追加する。 厨房の床仕上撤去に伴いノンスリップを撤去する必要があることが判明したため，ノンスリップの撤去及び新設を追加する。 厨房の壁下地に不陸があることが判明したため，モルタルでの不陸調整を追加する。 <p>（電気設備工事）</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工段階検討等により，以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 手洗所の照明器具の仕様を変更する。 厨房の情報表示機器及び誘導支援機器の改設内容を変更する。 厨房の火災感知器の改設内容を変更する。 厨房のコンセントを追加する。 厨房レンジフードに照明を追加する。 <p>（機械設備工事）</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工段階検討等により，以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 壁紙張り替えに伴い手洗い器の撤去が必要になったため，手洗い器の撤去及び新設を追加する。 食器庫内のルームエアコンの冷媒管の引き替えを追加する。 厨房内ガス配管の引き替えを追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 9 月 10 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	高円宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	内装修繕工事，建具修繕工事 各一式		
8	工 (自 期)	令和 3 年 9 月 11 日		
9	工 (至 期)	令和 3 年 11 月 26 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,058,000 円	2,780,000 円	97.1 %
	見 積 金 額	2,970,000 円	2,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、高円宮邸私室棟の内装修繕及び私室棟の建具の修繕を行う工事である。</p> <p>高円宮邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設において過去に大規模改修や増築工事を施工した者であり、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3 年 9 月 14 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	三笠宮東邸屋根改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	屋根改修工事，設備改修工事 各一式		
8	工 (自 期)	令和 3 年 9 月 15 日		
9	工 (至 期)	令和 4 年 1 月 28 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	33,935,000 円	30,850,000 円	98.9 %
	見 積 金 額	33,550,000 円	30,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、三笠宮東邸の屋根改修、私室棟空調機の整備等を行う工事である。</p> <p>三笠宮東邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設において過去に大規模改修や増築工事を施工した者であり、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		